

## 農業教育功労者表彰について

### 農業教育功労者表彰受表彰候補者の 「審査」と「候補者名簿の提出」上の注意

1. 候補者の審査は、各県理事及び支部長のそれぞれの段階で行う。審査はすべて本会の表彰規定と施行細則（内規）に基づいて行うものである。
2. 各支部長は、合格と認めた者のみの推薦状と候補者名簿を本部理事長に提出する。前記の審査を行わないで、各校から提出したものを、そのまま本部に提出することはできない。
3. 審査の際、推薦状の記載不完全なものは、書き直しを各校農場代表に依頼し、完全なものを再提出してもらうこと。
4. 支部長が、合否の判断を下しにくい者については、付箋をつけて、疑問点を書くものとする。
5. 特に、振興活動上顕著な功労のあった者については、特別審査を理事長に申請することができる。（規定第7条1）

注) 細則第7条1の該当者は表彰する。

### 農業教育功労者被表彰者名簿 記載方法

◎ 「農業教育功労者被表彰者名簿」とは、本部の審査終了後、理事長から支部長へ通知した被表彰者について、支部長が記入し本部に提出するものである。

#### 1. 記載順序

- (1) 表彰規定第4条1によって、理事長から通知された被表彰者の推薦状を、農場協会の表彰前年度の学校要覧の都道府県順に分けて並べる。
- (2) 各都道府県の記載については、その都道府県の、前記要覧の学校順とし、同一校に複数の被表彰者がいる場合は、同要覧末尾の会員名簿の順に記載する。

#### 2. 所定用紙完全記入

- (1) 用紙各欄の記載は、完全かつ明瞭に楷書で書く。
- (2) 番号は、各支部ごとに前年度に続く通し番号とする。

#### 3. 本部提出

被表彰者名簿は2部作成し、1部（正本）を理事長に提出し、他の1部（副本）は支部長が保管する。